

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会      会長 田 中 栄 次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和八年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。